

## 令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査の結果について

## 1 調査の趣旨

本調査は、児童生徒の問題行動・不登校等について、全国の状況を調査・分析することにより、教育現場における生徒指導上の取組の一層の充実に資するとともに、本調査を通じて実態把握を行うことにより、児童生徒の問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応につなげていくものとする。

## 2 調査対象期間

令和3年4月1日～令和4年3月31日

## 3 調査対象

## (1) 調査対象学校数及び児童生徒数（高知県）

	国・公・私立学校
小学校 (義務教育学校前期)	190 校 31,356 人
中学校 (義務教育学校後期)	111 校 17,051 人
高等学校	46 校 17,399 人
特別支援学校	16 校 834 人
合計	363 校 66,640 人

※高知工業高等専門学校及び専攻科在籍生徒を除く

## (2) 校種別調査対象項目

	暴力行為	いじめ	不登校	中途退学
小学校	○	○	○	
中学校	○	○	○	
高等学校	○	○	○	○
特別支援学校		○		

#### 4 調査結果の概要

##### (1) 暴力行為

本県の国公立学校における暴力行為は706件であり、令和2年度と比較すると33件減少している。校種別では、小学校と中学校で減少しており、高等学校で増加している。

1,000人当たりの暴力行為の発生件数は10.7件であり、令和2年度と比較すると0.3ポイントの減少となった。

##### ① 暴力行為の発生件数【国公立学校】

(単位：件)

校種 種別	小学校			中学校			高等学校			合計		
	発生件数		前年度 比較	発生件数		前年度 比較	発生件数		前年度 比較	発生件数		前年度 比較
	R2	R3		R2	R3		R2	R3		R2	R3	
対教師暴力	32	<b>64</b>	+32	28	<b>28</b>	0	2	<b>4</b>	+2	62	<b>96</b>	+34
生徒間暴力	351	<b>301</b>	-50	170	<b>136</b>	-34	14	<b>32</b>	+18	535	<b>469</b>	-66
対人暴力	8	<b>4</b>	-4	3	<b>11</b>	+8	0	<b>0</b>	0	11	<b>15</b>	+4
器物損壊	55	<b>56</b>	+1	50	<b>52</b>	+2	26	<b>18</b>	-8	131	<b>126</b>	-5
計	446	<b>425</b>	-21	251	<b>227</b>	-24	42	<b>54</b>	+12	739	<b>706</b>	-33
1,000人当たりの発生件数										11.0	<b>10.7</b>	-0.3

##### ② 1,000人当たりの暴力行為の発生件数【国公立学校】

(単位：件)

	高知県	全国
R2	11.0	5.1
<b>R3</b>	<b>10.7</b>	<b>6.0</b>
前年度比較	-0.3	+0.9

(2) いじめ (※高等学校については、全日制、定時制、通信制をそれぞれ1校として扱う)

本県の国公立学校におけるいじめの認知件数は3,672件であり、令和2年度と比較すると74件減少している。

1,000人当たりのいじめの認知件数は55.1件であり、令和2年度と比較すると0.1ポイントの減少となった。

いじめ発見のきっかけは、「アンケート調査など学校の取組により発見」が最も多くなっている。

いじめの現在の状況は、「解消しているもの(日常的に観察継続中)」が75.9%であった。

① いじめの認知件数【国公立学校】

(単位:件)

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合 計	
	認知件数	認知件数	認知件数	認知件数	認知件数	1,000人当たりの認知件数
R2	2,725	653	329	39	3,746	55.2
R3	<b>2,698</b>	<b>596</b>	<b>322</b>	<b>56</b>	<b>3,672</b>	<b>55.1</b>
前年度比較	-27	-57	-7	+17	-74	-0.1

② 1,000人当たりのいじめの認知件数【国公立学校】

(単位:件)

	高知県	全国
R2	55.2	39.7
R3	<b>55.1</b>	<b>47.7</b>
前年度比較	-0.1	+8.0

③ いじめ発見のきっかけ【国公立学校】 (上位3項目)

「アンケート調査など学校の取組により発見」(31.8%)

「本人からの訴え」(23.6%)

「学級担任が発見」(22.6%)

④ いじめの現在の状況【国公立学校】

解消しているもの (日常的に観察継続中)		解消に向けて 取組中		その他		計
(件)	割合(%)	(件)	割合(%)	(件)	割合%	(件)
2,787	75.9	882	24.0	3	0.1	3,672

(3) 不登校（小中学校）

本県の国公立小中学校における不登校児童生徒数は1,508人であり、令和2年度と比較すると270人増加している。

1,000人当たりの不登校児童生徒数は31.2人であり、令和2年度と比較すると6.0ポイントの増加となった。

① 不登校児童生徒数【国公立学校】

(単位：人)

年度	小学校		中学校		合計	
	不登校児童数	1,000人当たりの不登校児童数	不登校生徒数	1,000人当たりの不登校生徒数	不登校児童生徒数	1,000人当たりの不登校児童生徒数
R2	377	11.8	861	50.5	1,238	25.2
R3	<b>465</b>	<b>14.8</b>	<b>1,043</b>	<b>61.2</b>	<b>1,508</b>	<b>31.2</b>
前年度比較	+88	+3.0	+182	+10.7	+270	+6.0

② 1,000人当たりの不登校児童生徒数【国公立学校】

(単位：人)

年度	小学校		中学校		合計	
	高知県	全国	高知県	全国	高知県	全国
R2	11.8	10.0	50.5	40.9	25.2	20.5
R3	<b>14.8</b>	<b>13.0</b>	<b>61.2</b>	<b>50.0</b>	<b>31.2</b>	<b>25.7</b>
前年度比較	+3.0	+3.0	+10.7	+9.1	+6.0	+5.2

(4) 不登校（高等学校）

本県の国公立高等学校における不登校生徒数は303人であり、令和2年度と同数である。

1,000人当たりの不登校生徒数は18.0人であり、令和2年度と比較すると0.6ポイント増加している。

① 不登校生徒数【国公立学校】 (単位：人)

年度	不登校生徒数	1,000人当たりの不登校生徒数
R2	303	17.4
<b>R3</b>	<b>303</b>	<b>18.0</b>
前年度比較	0	+0.6

② 1,000人当たりの不登校生徒数【国公立学校】 (単位：人)

年度	高知県	全国
R2	17.4	13.9
<b>R3</b>	<b>18.0</b>	<b>16.9</b>
前年度比較	+0.6	+3.0

(5) 中途退学

本県の国公立高等学校における中途退学者数は254人で、令和2年度より10人増加した。中途退学率は1.5%であり、令和2年度と比較すると0.1ポイント増加した。

中途退学に至る主たる理由は、高い順に「進路変更」、「学校生活・学業不適應」、「学業不振」・「家庭の事情」となっている。

① 中途退学者数・中途退学率【国公立学校】

	退学者数	中途退学率 (%)
R2	244	1.4
<b>R3</b>	<b>254</b>	<b>1.5</b>
前年度比較	+10	+0.1

② 中途退学率【国公立学校】 (単位：%)

	高知県	全国
R2	1.4	1.1
<b>R3</b>	<b>1.5</b>	<b>1.2</b>
前年度比較	+0.1	+0.1

③ 中途退学の理由【国公立学校】 (上位3項目)

「進路変更」(41.3%)

「学校生活・学業不適應」(37.8%)

「学業不振」「家庭の事情」(3.1%)

## 5 今後の取組（公立学校）

高知県教育委員会では、児童生徒の問題行動や不登校等の生徒指導上の諸課題の改善に向け、「未然防止」「初期対応」「自立支援」の3つの観点で様々な取組を進めてきた。この結果、本県では不登校であっても学校内外の機関等で相談・指導等を受けている小・中学校の児童生徒の割合が全国（63.5%）よりも高い（95.1%※）状況にあり、学校内外の関係機関等による重層的な支援を継続してきた成果と捉えている。しかしながら、本県の不登校の出現率は、依然全国値を上回る数値で推移しており厳しい状況が続いている。今回の調査を通して明らかとなった課題等を踏まえ、今後さらに取組の充実を図っていく。（※令和3年度高知県生徒指導上の諸課題・児童虐待に関する調査結果）

「未然防止」の観点では、児童生徒にとって学校が居心地よく、安心・安全な場所でなければならない。そのため、本県ではいじめや不登校が生じにくい学級・学校づくり、わかりやすい授業づくりに向け、全ての児童生徒の成長を促す生徒指導を組織的に実践する「高知夢いっぱいプロジェクト推進事業」を進めている。今後も児童生徒が主体的に活躍できる場を充実させ、地域で取り組む魅力ある学校づくりを目指し、その成果を普及するための研究発表会を順次開催していく。

また、今年度改訂となる『生徒指導提要』の趣旨が各学校の教職員にしっかりと理解され、成長を促す指導等の積極的な生徒指導が充実されるよう、様々な研修の機会を捉え、周知徹底を図っていく。

「初期対応」の観点では、児童生徒の些細な変化に気づき、早期発見・早期対応の取組が重要となる。そこで、令和2年度より全ての小中学校に不登校対策の中心的な役割を担う教員を職務として位置づけ、不登校への組織的な対応力を強化してきた。それらの学校での成果や課題を分析し、「不登校担当教員スキルアップ研修会」や校内研修を通し、教職員の不登校に関する専門性を高め、学校全体の不登校への対応力向上につなげていく。

また、児童生徒が1人1台タブレット端末を使って今日の気持ちを表現できる「きもちメーター」のアプリを導入し、昨年度より運用を始めた。児童生徒が自らの心の状態を理解し、適切な援助を求めることができるよう、効果的な活用方法についての研究を進めていく。

「自立支援」の観点では、個々の児童生徒の状況や抱えている課題に応じた支援を行うことが重要となる。そのため、学校に配置しているスクールカウンセラー等外部専門家の活用を促進して校内支援会を充実させるとともに、家庭的な要因によって不登校になっている児童生徒も多いため、スクールソーシャルワーカーを活用した福祉との連携も強化していく。

また、全ての児童生徒が、社会的自立を果たしていくための教育機会が確保されるよう、学校内外の環境の整備を行っていく。

以上のような取組の充実と徹底を図り、市町村教育委員会及び各学校との連携を深めながら、確実な教育実践を積み重ねることで、本県の生徒指導上の諸課題の改善を目指していく。

### 生徒指導提要

生徒指導に関する学校・教職員向けの基本書として平成22年に作成。

⇒近年、いじめ重大事態や児童生徒の自殺者数の増加、「いじめ防止推進法」の成立等、生徒指導をめぐる状況は大きく変化している。

⇒生徒指導の基本的な考え方や取組の再調整や今日的な課題に対応していくため令和4年12月に生徒指導提要が改訂された。

### 生徒指導提要の改訂の柱

- ①児童生徒の成長を促したり、発達を支持する積極的な生徒指導の推進
- ②平成22年以降の法改定を踏まえた内容
- ③生徒指導の視点を教科の授業に生かすため、学習指導要領との関連性